

令和4年9月9日

各幼稚園長  
各小・中・高等学校長  
広島中等教育学校長  
広島特別支援学校長  
様

健康教育課学校安全対策担当課長  
学 事 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施  
についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課及び厚生労働省健康局健康課予防接種担当参事官室から事務連絡がありました。

予防接種法施行令の一部改正により、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種を受ける努力義務が適用されるとともに、予防接種実施規則等の一部改正により、5歳以上11歳以下の者に対する新型コロナワクチンの3回目接種が実施されることとなりました。

努力義務が適用されることとなりましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けてもらうことに変更はありません。

ついては、下記事項について留意するよう、改めて教職員に周知徹底をお願いします。

なお、新型コロナワクチンの3回目接種の実施に関して、現時点では、健康福祉局から学校に対して広報等の協力依頼が行われる予定はありません。

記

1 新型コロナワクチン接種について

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチン接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきこと。

2 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについて

別添事務連絡の「2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い」のとおり、幼児児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合や副反応が出た場合の出欠の取扱いについて御留意ください（いずれの場合も、出席しないことについて、合理的な理由があると校長が判断する場合には欠席扱いとしないことが可能です。）。

※ 令和3年6月30日付け及び令和4年3月3日付けで、各幼稚園・学校長に通知した内容と変わりありません。

〈参考〉広島市公式ホームページ「新型コロナウイルスワクチンに関する情報」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/263615.html>

【担当】健康教育課保健・安全係  
山根指導主事  
電話 504-2491  
学 事 課  
東 主 査  
久 保 田 主 事  
越 智 主 事  
電話 504-2469